

BLS を開催しました

心肺機能停止状態にある患者に速やかに救命処置が実践できるようBLS(一次救命処置)を定期的に取り入れ、スタッフ教育を行っています。また、急性期病院としての役割と機能を発揮できるように指導者育成にも努めています。



6月. 新人職員 BLS 研修



救急車 に関わるトピックス!

救急車に乗務する隊員には、救急救命士の資格保有者がいます。救急救命士とは、医師の指示の下に救命救急処置を行うことを業とする者(救急救命士法第2条第2項)で、心肺機能停止状態の患者に対して、気道確保、静脈路確保などを行い、救命率の向上に繋げています。平成26年1月には、厚生労働省令の改正に伴い特定行為^{*}の対象者が心肺機能停止状態でない重度傷病者^{*}の処置にまで拡大しました。新たな処置拡大に向けて、救急救命士に必須となる講習を前年度と今年度を実施しました。当院と地元の東近江消防は地域住民に対し、病院前救護にもより良い救急医療体制を提供できるように連携を図っています。



特定行為追加講習を行いました



6月. 講習風景



～ 特定行為 ～

* 追加項目

- ・ 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保と輸液
- ・ 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

(東近江圏内ではH27年8月より開始予定)

※ 特定行為とは、医学的判断を要する行為

※ 重度傷病者とは、生命が危険な状態にある傷病者

